

○長浜市附属機関設置条例

平成25年9月30日条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置等)

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の所掌する事務は、別表所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

3 附属機関の委員（次条に規定する専門委員その他の臨時の委員を除く。）の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

(専門委員等)

第3条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第4条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委員の守秘義務)

第5条 附属機関の委員（第3条に規定する専門委員その他の臨時の委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるものほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則（令和4年3月29日条例第12号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	委員の定数
市長	長浜市下水道事業審議会	下水道事業の経営に関し必要な事項を調査審議すること。	8人以内

○長浜市下水道事業審議会規則

平成25年10月1日規則第87号

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附屬機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）第6条の規定に基づき、長浜市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附屬機関設置条例第2条第2項に規定する審議会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 公共下水道使用料に関すること。
- (2) 農業集落排水処理施設使用料に関すること。
- (3) 受益者負担金に関すること。
- (4) 中期経営計画に関すること。
- (5) その他下水道事業の経営に関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 受益者代表
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求める、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、下水道事業部下水道総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第45号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日規則第20号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。